

(介 58)

平成 30 年 7 月 11 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦

平成 30 年 7 月豪雨に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて

平成 30 年 7 月豪雨による災害発生に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いにつきましては、本年 7 月 9 日付 (介 52) 文書においてご連絡申し上げておりますが、今般の豪雨に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなるなどの場合がございます。

今般、厚生労働省より、こうした場合についても、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能とする旨、および、要支援高齢者を介護保険施設で受け入れる場合には、介護予防短期入所生活介護や介護予防短期入所療養介護を利用することが可能である旨の事務連絡が都道府県行政宛てに発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へご周知賜りたくよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

・平成 30 年 7 月豪雨に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて

(平 30.7.10 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課)



事務連絡
平成30年7月10日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高齢者支援課
振興課
老人保健課

平成30年7月豪雨に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて

平成30年7月豪雨による災害発生に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により被災した要介護高齢者等への対応について（平成30年7月6日付事務連絡）」等において、柔軟な対応をお願いしているところです。

今般の平成30年7月豪雨に伴い、被災地に職員を派遣したことにより職員が一時的に不足し、人員基準を満たすことができなくなるなどの場合があります。この場合についても、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについては、柔軟な取扱いを可能としますので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようよろしくお願い致します。

なお、要支援高齢者を介護保険施設で受け入れる場合には、介護予防短期入所生活介護や介護予防短期入所療養介護を利用することが可能ですので、これまで同様に活用ください。